

基発 1 1 0 1 第 1 号

平成 2 3 年 1 1 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の一部を改正する省令(平成 23 年厚生労働省令第 133 号。以下「改正省令」という。)については、本日公布、施行されたところである。

改正省令による改正前の平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令(平成 23 年厚生労働省令第 23 号)においては、平成 23 年 3 月 14 日以降に東京電力福島第一原子力発電所(以下「東電福島第一原発」という。)における特にやむを得ない緊急の作業に従事する労働者に限り、被ばく限度を実効線量で 250 ミリシーベルトとしているところであるが、改正省令は、この対象者を、特にやむを得ない緊急の場合で厚生労働大臣が定める場合とするものである。

施行に当たっては、下記に示す趣旨を十分に理解し、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正省令の概要

東電福島第一原発における緊急作業時の被ばく限度を 250 ミリシーベルトとする場合について、特にやむを得ない緊急の場合で厚生労働大臣が定める場合に限定したこと。

改正省令が適用されない場合については、電離放射線障害防止規則第 7 条(昭和 47 年労働省令第 41 号)の被ばく限度(実効線量で 100 ミリシーベルト)が適用されること。

第 2 細部事項

1 本則について

(1) 厚生労働大臣が定める場合とは、厚生労働省告示第 425 号(平成 23 年 11 月 1 日)において、次のとおり定められていること。

東電福島第一原発に属する原子炉施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に

関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 23 条第 2 項第 5 号に規定する原子炉施設をいう。）並びに蒸気タービン及びその附属設備又はその周辺の区域であって、その線量が 1 時間につき 0.1 ミリシーベルトを超えるおそれのある場所において、次の各号のいずれかに該当する作業を行う場合とする。

ア 原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能が著しく低下した場合又はその機能を失った場合における当該機能を復旧するための作業

イ 前号に掲げる作業のほか、原子炉施設の故障、損壊等により、多量の放射性物質の放出のおそれがある場合であって、これを抑制又は防止するための機能が著しく低下したとき又はその機能を失ったときにおける当該機能を復旧するための作業

（ 2 ）上記（ 1 ）のアについては、具体的には次の作業が想定されること。

注水による冷却機能が、配管からの漏水、配管の詰まり、ポンプの故障、制御弁の故障により著しく低下した場合又は失われた場合にその機能を回復させるための応急の作業を想定

（ 3 ）上記（ 1 ）のイについては、具体的には次の作業が想定されること。

ア 汚染水処理機能が、配管、弁等からの漏水、配管等の詰まり、ポンプの故障、制御弁の故障等により著しく低下した場合又は失われた場合にこの機能を回復させるための応急の作業

イ 汚染水や放射性物質が海洋、地下水、大気又は土壌に漏出することを防止する機能が、海水循環浄化装置の故障、遮水壁の損傷、汚染物質保管コンテナの損傷等により著しく低下した場合又は失われた場合にこの機能を回復させるための応急の作業

ウ 水素爆発の防止のための窒素封入機能が、配管からの窒素の漏出、配管の詰まり、ポンプの故障、制御弁の故障等により著しく低下した場合又は失われた場合にこの機能を回復させるための応急の作業

2 経過措置について

改正省令の施行日より前から、東電福島第一原発における緊急作業に従事している労働者の被ばく限度については、250 ミリシーベルトとされていること。

なお、本経過措置は、被ばく限度までの無制限な被ばくを許容する趣旨ではなく、事業者において、当該労働者の被ばく低減のため、最大限の措置を講ずべきものであることに留意すること。